



ストレージネットワークング・インダストリ・アソシエーション日本支部 会 則

2001年8月27日制定
2002年1月30日改正
2003年1月29日改正
2008年2月5日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「ストレージネットワークング・インダストリ・アソシエーション日本支部」(英語名: Storage Networking Industry Association Japan Forum 略称:SNIA-J) と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際業界団体 Storage Networking Industry Association(略称:SNIA)の日本支部として、日本国内におけるストレージネットワークングの普及促進に寄与することを目的とする。この目的を達成するために、本会では、ストレージシステムに関係の深い国内の企業および個人の参加を得て、SNIA と連携をとりながら、ストレージネットワークングに関する調査研究、情報収集および討論、各種の普及促進活動を行う。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) SNIA-J の Web サイトの維持管理による国内外のストレージネットワークングに関する情報提供。
- (2) 国内における SNIA および SNIA-J が主催ないし共催・後援する展示会、セミナーの企画への参画。
- (3) 国内外のストレージネットワークング技術動向の把握。
- (4) 日本国内固有の市場動向・顧客ニーズについての調査 / 検討。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第4条 本会の目的および事業に賛同する企業、団体等の組織(以下「企業等」という。)および個人は、理事会の承認を得て本会の会員になることができる。

(会員の種別)

第5条 会員は、正会員、賛助会員、特別会員とする。

2. 企業等の組織は、正会員、賛助会員のいずれかになることができる。

(会員の権利および義務)

第6条 正会員は本会の理事または監事となりうる会員であり、総会に出席し 1 個の表決権を行使することができる。また、本会の委員会およびワーキンググループ等による事業活動への参加ができる。

2. 理事に選任された正会員は、理事会に出席し 1 個の表決権を行使することができる。

3. 賛助会員は、総会に出席することができる。また、本会の委員会およびワーキンググループ等による事業活動への参加ができる。

4. 特別会員は、理事会が本会の目的および事業に照らして特に認めた団体もしくは個人であり、理事会の認めた範囲において、総会、理事会、委員会およびワーキンググループ等に出席することによる事業活動への参加ができる。

5. 会員は、本会の活動に協力するとともに、理事会が別に定めるところに従って、所定の会費を納めなければならない。

(退会および除名)

第7条 会員が退会しようとするときは、原則として退会の 3 ヶ月前までに所定の退会届出書により届け出なければならない。

2. 会員が会費を納入せず、または会員として相応しくない行為があったときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

3. 会員は、退会または除名された後は、第 6 条に定める会員としての権利を失い、また退会または除名の前に本会に納入した会費等について何ら請求することはできない。

第 3 章 役 員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上
- (2) 監事 1 名以上

2. 理事のうち、1 名を会長とする。他、副会長を 1 名以上置く。

3. 必要に応じて、本会の特定の活動を担当する担当理事を置くことができる。

4. 役員任期は、選任された定時総会の日から次年度の定時総会の日までとし、再任を妨げないものとする。

(選任)

第9条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任される。特に必要があるときは、正会員以外の者を理事および監事に選任することができる。

2. 理事および監事は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4. 会長、副会長、および担当理事は、理事会において理事の互選により定める。

5. 会長の重任は、1 回までとする。

(解任)

第10条 理事および監事が次のいずれかに該当する場合の他、本会の役員たるにふさわしくない行為をしたとき、その他第 7 条第 2 項に類する行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反

(交代および理事会による理事選任)

第11条 理事および監事は、理事会の決議により、理事および監事の属する正会員により推薦された後任者と交代することができる。ただし、交代による任期は、前任者の残任期間とする。

2. 総会において正会員の中から選任される理事に加えて、理事会の決議により、正会員に属する特定の個人を理事として選任することができる。ただし、本項の規定によって選任される理事の数は、総会において正会員の中から選任される理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

(会長等の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、総会および理事会を主宰する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの事情で職務を果たせない場合、または会長が欠けた場合は、予め会長が指名した順位に従ってその職務を代行する。

3. 監事は、本会の収支決算について監査し、理事会に報告する。

4. 理事は、年度を通して少なくとも 75% の理事会に出席しなければならない。

(顧問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、見識者および学識経験者等から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3. 顧問の任期は、委嘱された日から 1 年間とし、再任を妨げないものとする。

4. 顧問は、総会、理事会、および委員会に出席することができる。ただし、いずれの表決権も有さない。

第 4 章 推 進 本 部

(推進本部)

第14条 推進本部を設置し、本会の運営および事業の実施に関する事務を行う。

2. 推進本部は、会長の所属する正会員である企業、団体等に置くものとする。

3. 推進本部に事務局長を置く。事務局長は会長の指名により選任する。

第 5 章 会 議

(総会)

第15条 総会は、正会員、賛助会員および特別会員によって構成する。

2. 総会は、本会の活動状況について報告を受けるほか、本会則に定められた事項について決議を行う。

(理事会)

第16条 理事会は、理事によって構成する。

2. 理事会は、次に掲げる事項について決議を行い、総会に報告するものとする。

- (1) 会費
- (2) 収支予算および事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 本会の運営および事業の実施に関する重要事項

3. 監事および顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

- 第17条 本会に、理事会の承認を得て、必要な数の委員会を置くことができる。
2. 委員会は、理事会で承認された正会員、賛助会員および特別会員によって構成する。
 3. 委員会は、第3条に掲げる本会事業の特定項目の企画立案と実施について具体的な検討および決議を行い、必要に応じて理事会の承認を得るものとする。
 4. 委員会の担当事業項目および細則は、理事会において定めるものとする。

(ワーキンググループ等)

- 第18条 本会に理事会の承認を得て、ワーキンググループ等を置くことができる。
2. ワーキンググループ等の細則は、必要に応じて理事会において定めるものとする。

(開催)

- 第19条 定時総会は、年1回、事業年度終了後原則として3カ月以内に開催するものとする。
2. 理事会は、原則として月1回開催するものとする。
 3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時の総会または理事会を開催することができる。
 - (1)会長が必要と認めた場合。
 - (2)理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を書面により示して請求があった場合。
 4. 委員会の開催については、細則にて定めるものとする。

(招集)

- 第20条 総会および理事会は、会長が招集する。
2. 総会および議決を伴う理事会の招集は、遅くとも開催日の1週間前までに日時、場所および付議すべき事項を記載した書面をもって構成員に通知することにより行わなければならない。
 3. 総会および理事会の議長は、会長もしくは会長の指名した者がこれにあたる。

(議事の方法)

- 第21条 総会は表決権を持つ構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 総会において決議が必要な事項は、出席した表決権を持つ構成員の3分の2以上の賛成により決する。理事会において決議が必要な事項は、出席した表決権を持つ構成員の3分の2以上の賛成により決する。
 3. 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席させ、説明、意見等を求めることができる。
 4. やむを得ない理由により総会および理事会に出席できない表決権を持つ構成員は、書面、FAX、あるいは電子メール等による事前連絡をもって表決し、または代理人に表決権を委任することができる。
 5. 前項の規定により表決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。

(書面による決議)

- 第22条 正会員の全員の同意がある場合には、総会の決議は、書面、FAX、あるいは電子メール等によっても行うことができる。また、理事の全員の同意がある場合には、理事会の決議は、書面、FAX、あるいは電子メール等によっても行うことができる。
2. 入会の審査については、理事会の決議は書面により行うことができる。
 3. 第1項および第2項の決議は、表決権を持つ構成員の2分の1以上が書面、FAX、あるいは電子メール等によって回答することにより成立し、回答のあった表決権の3分の2以上の賛成により決する。

(議事録)

- 第23条 総会および理事会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)会議の日時および場所
 - (2)構成員の現在数
 - (3)会議に出席した構成員(書面または代理人による表決の場合は、その旨)
 - (4)議題
 - (5)議事の経過の概要
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
2. 前項の議事録には、議長および出席した構成員(代理人を含む)の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 資産

(資産)

- 第24条 本会の資産は、次のものよりなる。
- (1)会費
 - (2)資産から生じる収入
 - (3)事業に伴う収入
 - (4)寄付金品
 - (5)その他の収入
2. 本会の運営および事業の実施に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(書類および帳簿の整備)

第26条 本会においては、次の書類および帳簿を整備しなければならない。

(1)会則その他の規程類

(2)役員、委員会委員の名簿

(3)年度毎の収支予算、事業計画、収支決算および事業報告

(4)財産目録

(5)収入および支出に関する帳簿および証拠書類

(6)資産台帳および負債台帳

(7)総会および理事会の議事に関する書類

(8)その他、必要な書類および帳簿

(予算および決算)

第27条 本会の収支予算は、毎事業年度開始前に理事会がこれを定め、総会に報告しなければならない。

2. 収支決算は、毎事業年度における監事の監査を経た収支計算書をその年度終了後原則として3ヶ月以内に総会の承認を得てこれを行わなければならない。

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、理事会の決議を経て、会長がこれを管理する。

(知的財産権)

第29条 本会の事業によって発生した知的財産は、本会は資産として所有しない。

2. 本会の事業によって発生した知的財産は、当該事業の実施に参加して当該知的財産を創作した会員に帰属する。

3. SNIAの文書等の翻訳物に関する著作権は、SNIAに帰属する。

第7章 雑則

(会則の変更)

第30条 本会則の変更は、理事会の決議を得た後、総会において表決権のある構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上が賛成することにより行う。

(解散)

第31条 本会は、総会において表決権のある構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上が賛成することにより解散することができる。

2. 本会が解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 本会則は、設立総会の開催の日から施行する。

(経過措置)

設立総会の開催の日までに会員となる者は、第4条の規定による理事会の承認を得たものとみなす。

2. 設立総会を定時総会とみなし、役員の任期に係る第8条第3項および選任に係る第9条第1項を適用する。また、設立総会から次年度の定時総会までの任期については第9条第1項および5項の重任の規定は適用しない。

3. 設立総会開催の日までの期間は、SNIA-J設立準備委員会が理事会および役員の職務を代行する。

4. 設立総会および最初の理事会については、第20条の規定および第21条の規定は適用しない。

5. 初年度の事業年度は、設立総会の開催の日から平成13年11月30日までとする。

6. 設立時は第9条第4項を適用しない。